

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第13回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成19年10月30日(火)午後6時00分～午後8時00分		
開催場所	小金井市役所801会議室		
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 千田 昌央 委員 當間 佐来子委員 古屋 義隆 委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 吉田 安之 委員 松永 明 委員 欠席委員 脇田 洋志 委員 工藤 章男 委員		
事務局	企画政策課長	伊藤 茂男	
	企画政策課調整担当課長補佐兼企画政策係長	鈴木 茂哉	
	企画政策課主査	吉川 まほろ	
	企画政策課企画政策係主事	竹内 波留香	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 一部不可 不可		
傍聴者数	0人		
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況について (1)市民参加と予算について (2)市民投票について (3)附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて 3 次回推進会議の開催日について		
会議結果	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1)市民参加と予算について 〈提案者説明〉 ○市民参加と予算についてというテーマに関する経験や、事例はほとんどないので、まず他市町村の資料を集めてそれを分析することからはじめるのが良いと考える。意見の公募件数、処理方法、結果の広報、市政への活用など、他市町村では一件あたりどのくらい予算をかけているのかなどの資料を目的意識を持って分析していくことが大事である。もう一つは、市財政の中から市民参加にはおおよそどのくらいの予算をつけるのか、おおよそかな、これくらいならばというものを考えていくことが必要ではないか。 〈質疑〉 ○市民参加と予算というのが毎年どのような経過をたどって決められていくのかということの説明してほしい。 ○行政にとって市民参加とは何かという根本的な問いか		

けと思う。具体的には自治体それぞれに政策なり方法があるが、当市の場合は若干それが進んでいると自負している。内容的には多様な部分があるので、市民参加条例との絡みをどのように整理していくのかを相対的に位置づけることが必要なのではないかと思う。

〈委員長提案〉

- 市民参加全体のそれぞれに、どのくらい予算がかかるのかということここで議論をするのは難しいと考えるのもう一つの議題の住民投票についてということも含め一括して予算の話をしたらどうか。
(異議なし)

(2)市民投票について

〈事務局説明〉

- 前回の会議のときに審議事項について事務局から提案をしたらどうかという意見があったので、事務局として市民参加条例第16条の市民投票の部分について審議事項にしてはどうかと考え、議題にさせていただきました。資料として、市民参加条例第16条の制定経過について、住民投票を行う場合の2つの方法（個別設置型・常設置型）についての事例、住民投票を行うにあたってのおおよその費用の参考までに市長選挙の時の予算書の写しを用意した。

〈質疑〉

- 市民投票をすとなつた場合に予算がないからできないということにはならないと思うので、小金井市にとって住民投票の規定がある限りはどのような住民投票がふさわしいのかということから入っていきたい。当初この第16条に「市は別に条例で定めるところにより」という文言があるのに、「別に定める」ものがないということから市民参加のためには、大事な住民投票規定というものがあつたほうが良いと考えていたが、この資料を見ていると、地方自治法の直接請求による住民投票となら変わりはしないのではないかと思った。しかし第16条の主旨を読むと地方自治法に基づき施行するものとは違ふとある。地方自治法の直接請求とどこが違うのか違う投票方法があるのかどうか教えていただきたい。
- この主旨に書いてあるとおり、発議するきっかけは有権者の50分の1以上による直接請求と、議員定数の12分の1の議員であると地方自治法によって決められている。だが、それとは別に必ずしも50分の1以上の連署でもって直接請求する以外にもう少し緩やかにとい

うか、もっと範囲を広げることを含めて、自由に市民の意見を直接投票行動に結び付けることができるのではないかというのが今盛んに言われている住民投票である。方法は公職選挙法に基づく形にいろいろある。

- そういう方法でもって異なると解釈してよいのか。そういう方法を入れた場合に直接請求と異なるという意味にとって良いのか。
- もっと自治の観点からいろいろな考え方を反映させていいのではないかということだ。自治法に基づくものはまた別に個別課題の場合それが投票行動にあうのかどうかということがあるので、何を課題にするのかということによって全く違ってくる。
- 異なる概要はわかったが、たとえ、その異なる条件を入れてもこの住民投票にいたるシステムは変わっていないということか。
- そのこのところは相当違う。地方自治法の住民投票というのは50分の1の部分はない。これは条例の改廃請求を議会に働きかけるというだけのことであり、地方自治法の住民投票というのはリコールの場合である。こちらは決定的な効果を持つ。この住民投票というのは丸ごと首長を辞めさせてしまおうとか、議員を全部辞めさせるか、解散させるかというような話の住民投票である。それに対して、各政策を問う案件というのがこの50分の1の条例の制定・改廃だが、これは請願に近いものであってその後の処理は市長なり議会なりがやるということで大概是否決されるということが多かったりするが、ここで議題になっている市民投票というのは一定の案件について、まさに投票を行うということである。投票者の範囲も地方自治法とは関係なく決められるということで、地方自治法の住民とは違うところの市民ということを観念してそれによる投票を行うということは、直接参加のイメージが強いと思う。首長や、議員を辞めさせる必要はないが、特定の政策については住民の意見を聞いてほしいという場合、まさに有効な手段であり、地方自治法の住民投票とは相当違うものということができる。これは政策に市民が参加し、決定力はないものの、事実上は、相当の影響があるもので、具体的な政策を問うことになる。たとえば、合併の賛否などの住民投票は、法的拘束力がないのがほとんどだが、市民が過半数反対すれば事実上できないことになる。最終決定権は首長なり、議会なりが持つと思うが影響力は大きい。
- そのとおりである。そのためテーマが大事になってくる。ちゃんと二つに割れるような、単純なイエス・ノーで言えるテーマでないとなかなか難しい。今回の議題

は、それを一般の条例として常設型にするのか、事件がおきるたびごとに個別に対応するのかということが課題になる。資料の第16条の条文の流れから見ると、「市は、別に条例で定めるところにより」と、こういう書き方をしているというのは、個別の案件ごとに対処するというよりも手続等が定まった常設型を用意したと理解するのが素直な条文解釈と考える。この辺は条文化したらそちらの読み方にも差し障る気がするが。

- 両方とれるのではないか。つまり、個別課題が出てきて、しかもそれを市民投票にする場合については、改めて条例を作ると。一方、市民投票という制度自体を常設として条例化するというふうに。拘束されてしまうのはまずいので、どちらでもある程度可能なファジーな状態にしているのではないか。なぜかというと、市民投票自体が、まだ制度として定着していないことがある。
- 住民投票制度は必要ないのではないかと思う。常設型を作ったとして、直接請求と大差ないのではないかという理解があった。それならば常設型など作る必要はないし、個別の場合も誰からの請求で作りに上げられていくのか、策定時に第18条の「市長が」が「市は」に変わったが、この主人公は「市長並びに議会」ということだ。ここに住民が入るのか入らないのか。住民が入って初めて協働になるのではないか。この「市は」の意味をどう整理されたのかということで、住民投票のこれからの作り方がどうなっていくのかわかるのではないかと思うが。
- 自治法上、「市」と「市長」というのは全く違う。団体と機関というふうに一般的には言われているが、「市」というのは団体で、「市長」というのは機関である。簡単に言ってしまうと「市」のほうが重い。たとえば国では法律を作るが、市では条例をつくる。それは議会の議決を経ると自治法で決まっている。その下の規則は議会の関与は必要ない。市長の裁量でできる。また、たとえば土地の売買などの契約関係も、基本的には団体として市が買い入れる。小金井市が契約を結んだのだと。そのあとに小金井市代表 小金井市長とくる。ここでいう「市は」というのは、それだけ重いという風に考えていただきたい。
- 実施主体は市ということなので、これは市民が、議会が、市長がと、もとの素案に三つ書いてあるが、第16条のもとでも可能な意味で書かれたのだと考える。制度化にあたっては、市民を含めて可能と思われる。そのように理解してもらい、どのような制度化をしていくか（常設型か、個別型か）の議論に戻りたい。

- いわゆる摩擦が起きたときに解決する手段として、前もって準備するか、そのときに退避するかと言うことが大きな論点ではないか。個別型設置というのは、すでに摩擦が生じた後の解決のためという趣旨が非常に強い。これに対して常設型設置というのは、将来摩擦が起きるであろうと、そのときに住民が政治に参加する道筋を設けようという趣旨であると思う。住民参加という趣旨に素直に沿う形をとるならば、やはり常設型ではないだろうか。三鷹市などは、基本条例の中に1か条入れるだけで住民投票について規定がされているが、せっかく住民参加条例という立派な条例が作られているので、ここの部分に最低限のものを入れる形で常設型とする、もっと細かいところに対しては別途条例を定めるなり、規則で定めるなりなど、せっかく作られているこの参加条例に手を入れるのも良いのではないか。
- 住民投票というのは非常手段だと思う。市民が右か左か分裂するような非常事態を除けばこういうことは望ましい問題ではない、後にまでしこりを残すのではないかと考える。できればそういうものではなくて、参加条例の案件の方をできるだけ増やして行ってこれを公表する方向に持っていったほうが良いのではないか。むしろ、今までの住民投票があった事例を全国から集めて資料にし、小金井市として、あり得ることかあり得ないことかを協議してから考えていったらどうか。
- すでに「別に条例で定める」と書いてあるので、ないこと自体がまずおかしいのではと素直に思ってしまう。個別型の住民投票というのはすごく重要な問題の時に起こっているのに、そこでさらにまた条例を作って検討するというのは行き当たりばったりのイメージが強い。だから、常設型のような形で、他の運用の規則などの方法で個別対応はとれるのではないかと考える。そのようなある一定の大きな風呂敷のようなものを作っておいて個別の案件が発生したらそのときにまた検討するなどをすれば常設型で作っておいても良いのではないかと思う。
- 常設型の場合作らないほうが良いと思う。他の自治体のも一長一短の感じがして、かえって作らないほうが良かったのではということが起こり得るのではないかと思う。常設型というのは拙速で決めるものではないと思うので、小金井としては様子を見たほうが良いのではないか。住民投票の必要ができれば個別でいいだろうと思う。
- 問題内容によってやり方が、まったく変わってくるということがあるので、すべて一緒くたにして規則なり、条

例なりを作るのは多分無理だと思うが、市民一般の人たちの権利みたいなものを認める形では、意思表示ができる何らかの方法を作っておくべきだと思う。そうすると折衷案ではないが、あまり細かいところまでは決めないでおくが、住民が反対なり、賛成なりの意思表示をする場所があることは明確にしておくという方法を考え、それを問題内容によって、その時々で審議するというような形に、ファジーという形にせざるを得ないのではないかと思う。

- 常設型を掲げた自治体で、実際住民投票が実施されたと言う事例は多分ないと思う。これに対して個別型というのは、摩擦が極限まで達して政治の世界を超えて、足して2で割るとか、第3の道を探るということがほぼ不可能な状況の中での二者択一を迫ってきたときの投票という形といえる。そういうことを考えてくると、常設型を用意したからといってこれを使うためには様々な条件が当然あるわけだから危惧するようなことはあまりないのではないか。それと同時に住民投票に対する住民の理解というものが当然必要である。住民投票そのものは悪用されるというよりは、住民の意見を聞く代議制の補完として用意されるべきではないかと思っている。
- 常設型の住民投票を準備しようという論議になってくる時に、他市の条例を調べてみると何度読んでも明確にできない部分、要するに住民投票のできない事項があり、このできない事項というのがもっとも住民投票をしたいところである。
- 常設型で作っておいたほうが良いと言う意見を一市民として持っている。議会などに任せておけないような事態が起こった時に、住民投票などの市民の意見を表明できるような制度がないのは非常に心配だ。また、今のところ想定されないとしても、小金井市が先進的な市という誇りを持つようなそういう面でもぜひこの機会にある程度のものでつくっておいたほうが良いと思う。個別型であると、時間的な制約もあるし、既におきている問題が見えているだけに、逆にある一部の都合のいいような意見で条例を作られるのではないかという心配がある。大きな問題が見えていない現段階でおおよそのものを作っておいて、本当に必要になった時に具体的なところを後から決めるような形が良いのではないか。
- どの程度の効果があるのか疑問である。法的な拘束力はないが尊重するという言葉がある。尊重しなかった場合どうなるのか。訴訟することが別途できるということか。
- もともと法的拘束力がないという形で作れば、そのよう

な訴訟はできない。

- 法的拘束力がないということが住民投票の前提条件となるのか。それは議会を越えられないからだという理由でそういうことなのか。
- 学説上いろいろな議論があるが、このような場合は訴訟というよりリコールしかない。丸ごとやめさせてしまうという方法に住民が高まればそういう方向にいける。それゆえに事実上、大概は非常に影響力がある。その意味で極めて慎重にやらないと本当に混乱がおきてしまう可能性もある。その点、どんな拘束力を認めるかと言うようなことも一応議論しながら、常設型にするのか個別型にするのかということを考えてもらえればよいと思う。
- そういうことであれば、とりあえず入れ物を作っておいたら良いと思う。
- 何分先進的な取り組みということなので、これから良いものを作っていくという方向が良いと思うが、ここでは諮問するという役割があるので、両論併記ということもあるが、常設型についてご意見を伺いたいがどうか。
- 資料によると、常設型でも実施事例があるので、どのように実施されたのか調べて検討材料にするのも良いかと思う。結局常設型というのはある程度広い枠でやるわけだから、何か具体的な例が出たときは、それに基づくすり合わせを必ずやるような仕組みになるのか。または具体的に手続を定めるようになるのだろうか。
- 常設型の一つのモデルというのは、三鷹市の自治基本条例の条文に入っているのが最低限入れるべきことなのだと思う。日にち、請求の手続、投票権者は誰なのかなどである。投票権者は選挙とは違って、いわゆる有権者よりも拡大するという傾向は、もともと住民という概念はそういう概念であるのでこれに沿った形になっている。一番争いが出てくるのは、有効得票数、あるいは法的効力はないといえども、影響力はものすごいものがあるので、住民の声という形である。有効得票数が何%を超えたらそれが住民の声なのかというのは、常に大きな問題になるところである。
- まだ常設では早いという意見なので、個人的には個別型である。もう少し他の自治体を含めて、ある程度、相対的に制度が定着したら常設でも良いが、定着しない中では課題が起きた段階で、どうしても市民の意見を聞く必要ができてから初めて条例をつくっても良いのではないかと思う。もし、小金井で常設型をとるのであれば市民参加の一環として、市民参加条例の中にこの住民投票の部分も条文として組み込めば独立したものではな

くても良いのではないか。常設型を作るのであれば時間をかけて議論したほうがよい。

- 最初に、この市民参加と言う話を伺ったときに、市民がこの小金井を全体的に良くしようという観点で、いろいろな意見を出すルートなり、仕組みなりを作るといような事を話し合うのかと判断していた。そういう意味で市長のリコールとか、何億何十億といった事業をやるといった大きな問題だけを住民投票するのではなくて、ごく一般的な、市民の日常の事柄についての案や意見が入ってくるルート、市民参加とか、住民投票という硬い言葉ではなくて、もっとやわらかい言葉で、小学生以上などでも意見が言えるようなルートを作ると、市政が明るくなるのではないかと思う。

【結論】

- ◎この件に関しては次回以降に引き続き継続審議する。

(3)附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて

〈質疑〉

- 前回の審議会で、審議会への市民参加を増加させる方策の検討を行ったが、その中にいろいろな意見も出ているが、これらの意見を参考にして事務局で検討、執行していくということになっている。審議会での検討はこれで打ち切りとは自分としては受けとっていないが、今後どうするのか。

〈事務局説明〉

- 前回は、附属機関の公募委員の応募者を増加させる方法の検討及び委員構成のバランスという議題で審議していただいた。審議の内容を事務局の方で検討し、執行していくという取りまとめにはなっているが、最終的に検討しているという状況ではないので、議論を続けたいと言うことであれば、継続してほしい。

- この問題は、事務局の案で、英知で応募者が増加すればよいことだ。しかし結果的に増加していないということは審議会の委員の募集要項、要するに募集の仕方を変えない限り変わらないのではないか。あの要項を使ってなおかつユニークな、新しい増加の方法を検討してほしい。

【結論】

- ◎募集要項自体は手引きの中に載っているなので、現時点では同じものを使って募集していくため、さほど応募が増

	<p>えるという状況にはない。次回までに事務局としての案を考え資料配布したい。それに基づいてさらに検討していく。</p> <p>(4)次回以降のテーマについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員のあり方、募集方法等について ・ 市民投票の制度化に向けて ・ 市民参加と予算 <p>3 次回推進会議の開催日について 平成20年1月29日（火）午後6時</p>
提出資料	<p>1 小金井市市民参加条例第16条の制定経過について</p> <p>2 条例に基づく住民投票の実施事例 常設型住民投票条例設置状況 個別設置型条例事例No.1～No.2 常設設置型条例事例No.1～No.2 自治基本条例事例 No.1～No.2</p> <p>3 平成19年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（抜粋）</p>

小金井市市民参加条例第16条の制定経過について

1 市民参加条例策定委員会のパブリックコメント実施の際の条例（素案）

- (1) 平成14年8月5日から9月5日までパブリックコメントが行われた。
- (2) 条例（素案）

（住民投票）

第18条 市は、市民全般の利害にかかわる重要な施策について、条例の定めるところにより、住民投票を行うものとする。

2 市民は、市に対し住民投票を求めることができる。

3 市は、住民投票にあたり、その目的と内容、投票資格者、および投票の結果の処理について、市民が十分に理解できるように、あらかじめ周知徹底につとめなければならない。

2 市民からの提出意見に対する策定委員会の総括的な意見

★ 市民の声を代表する議員を選んでいるのであるから、住民投票制度は必要ないという意見について

○ これまで他の自治体でしばしば住民投票が行われてきています。議会が住民の多数の意思と異なった意思決定を行った場合とか、議会が思いあぐねて住民の多数の考えに、市の意思決定を委ねる（自治体の合併問題等）場合に、住民投票が行われたように、議会の住民代表機能が十分に発揮され得ないときに、住民自治の原則から当然認められる制度が住民投票です。したがって、この制度は、議会制度を補完する形で、市民の意思を市政（市の場合）に反映させるもので、議会にとってかわる制度ではありません。議会があるから不必要とはいえないと思います。

★ 素案は、住民投票について、発議の主体、要件が不明確であるが、明確に規定すべきではないか。投票資格については、市内に居住する18歳以上の者とし、住民登録、外国人登録がなされている者とすべきであるという意見について

○ 住民投票制度について、市民参加条例でどの程度規定すべきかをめぐり策定委員会では、ひとまず基本を素案第18条のように定めるに留めることとしましたが、これでは中途半端であるから（イ）上記意見のように、基本的な事項と思われる事項をさらに規定すべきであるといった意見、およびむしろ、（ロ）別の条例ですべて定めるのがよいという意見が市民懇談会の論議を踏まえてこもごも交わされました。しかし、（イ）の意見を煮詰めるには、それに必要な時間的ゆとりがないこと、中途半端に規定するより、じっくり時間をかけて、体系的にまとまりのある住民投票条例の制定が望ましいのではないかということになり、答申条例案では、市民参加の1つの方法として住民投票をあげるに留めることに落ち着きました。

3 市民参加条例策定委員会が答申した市民参加条例（案）の解説抜粋

（住民投票）

第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する住民投票を行うことができる。

この答申条例案では、住民投票制度が、市民参加の方法に含まれるとの含意のもとに本条で、条例をもって定めると規定するにとどめた。

素案第18条について、市民の提言には、議会制度に反するとして削除を求めるものから、市民の住民投票要求権の明記、住民投票権者に、時の流れに沿って市に居住する18歳以上の者と永住外国人を含めることを求めるものまであり、起草委員会と策定委員会の論議の末、素案は中途半端であり、さりとしてある程度入念な規定とするには、種々の異論をまとめるのに必要な時間が不足していることなどを考慮して、本条のように、今後の住民投票条例に内容すべてを委ねることとした。

もっとも、策定委員会は、素案第18条の規定自体に反対したわけではない。同条第2項、第3項は、今後、関連立法の策定において参考に値するものと思われる。

4 平成15年第1回市議会定例会に議案として提出した際の市長（案）

条項	答申（条例案）	市長（案）	変更理由
（住民投票） 第16条 第1項	（住民投票） <u>市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する住民投票を行うことができる。</u>	（市民投票） <u>市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。</u>	表題の「市民投票」は、地方自治法に規定するところによる首長、議員提案及び直接請求による条例制定に伴う「住民投票」とは異なり、この条例に基づき市長が議会に諮った上で、別途定められる市民投票条例を根拠に執行するためのものであるため、これらの住民投票制度と区別する意味で「市民投票」とした。 また、「市民投票」は、政策形成過程における市民参加の一手法としてあくまでも「特に重要な政策」で、かつ「市民の意思を直接問う必要があると認められる場合」のみに実施するものであり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事項の重要度が高いものに限定するものであ

<p>第2項を加入</p>		<p><u>2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</u></p>	<p>り、実施の判断は市長が行うためその趣旨を明確にした。</p> <p>条例に基づく市民投票実施の適否については、対象となる事項の特定ができない以上、具体的な案件ごとに判断すべきであり、個別の案件が出てきた段階で、当該政策に最もふさわしい形で条例を制定し、その中で市民投票の実施の期日、投票方法等について規定していく必要があるため第2項として規定した。</p>
---------------	--	--	---

5 市議会における修正

平成16年6月18日の総務企画委員会で修正案が提出され可決された。
 同年6月26日開催の本会議で委員長報告どおり修正可決された。
 ※修正案の内容は、現行の第16条のとおり。

6 平成16年3月作成の市民参加条例の手引（第16条関係）

第6章 市民投票

<p>（市民投票） 第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。</p>
--

【趣旨】

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。この条例に定める市民投票は、市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署）や議員提案（地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成）による住民投票条例に基づき執行するものとは異なり、この条例に基づき市長が市議会に諮ったうえで、別途定められる市民投票条例を根拠に執行するものです。

【説明】

1 本条では、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法として、市民投票を位置づけていますが、あくまでも特に重要な政策で、かつ、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合について

てのみ実施するもので、運用に当たっても他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定する必要があります。

また、条例に基づく市民投票実施の適否については、対象となる事項の特定ができない以上、具体的な案件ごとに判断すべきであり、個別の案件が出てきた段階で、当該政策に最もふさわしい形で条例を制定し、その中で市民投票の実施期日、投票方法等について規定する必要があります。

なお、市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市議会及び市長の権限を法的に拘束する力を有するものではないことに留意する必要があります。

- 2 地方自治体が地方自治法に則った条例制定手続により住民投票を実施するためには、市議会の議決を経て住民投票条例を制定し、そこに盛り込まれたルールに基づき住民投票を実施する必要があります。

住民投票条例を制定するには、次の3つの方法があります。

- (1) 首長提案：首長の提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第149条）
- (2) 議員提案：議員の提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成により提案）
- (3) 直接請求：市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行されるもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署により請求）

(2)及び(3)については、議案として提案するには構成員の12分の1以上、50分の1以上という地方自治法上の制限規定があり、これを条例で緩和することは、法律の範囲内で条例の制定権を認める憲法第94条の趣旨に反することになります。

本条は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合については、市長の提案により市民投票を実施することができるということを明確にするものです。

なお、この場合でも、条例の制定という市議会の議決手続を経なければ市長は市民投票を実施できないため、市議会の権能を侵すものではありません。

- 3 一般に市民投票に付すことが適当な特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める事項としては、①地方自治体の名称変更、合併・分離、境界変更等、当該団体の存立の基礎的条件に関する事項 ②大規模な公共施設の設置、廃止等、当該団体における特定の重大な施策 ③長と市議会が対立している特に重要な案件④地方公共団体の将来像を永く決定する事項で、市民の意思が二分されるような事項が挙げられます。

一方、市民投票に付すことが適当でない事項としては、一般に、①重要であっても専ら一部特定の市民又は地域に関する事項 ②総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題 ③高度の専門的・技術的な問題 ④地方公共団体の権限に属さない事項等が挙げられます。

いずれにしても、市民投票に付することの適否は、高度な判断が要求される

事項であり、個別の案件が出てきた段階で、当該施策に最もふさわしい形態で市議会の議決によって条例を制定することになります。

- 4 「投票資格者」は、原則として、小金井市の「市民」のうち法人その他の団体を除く自然人（個人）をいいます。自然人については、原則として国籍や年齢を問いません。

しかし、市民投票の実施に当たっては、「投票資格者」を投票に付すべき事項、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続と一緒に条例で定める必要があります。「投票資格者」に関しては、国籍、年齢、市内在住等の条件を投票に付すべき事項の内容に応じて規定することになりますので、公職選挙法に準じた手続によって市民投票を実施する場合等には、外国籍の市民や未成年者等が投票資格者にならない場合もあります。